次に掲げる点を順次に結んだ線及び二十六に掲げる点と三十一に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	二十六　北緯三十四度七分五十四秒、東経百三十二度十九分九秒の点 二十七　北緯三十四度七分二十九秒、東経百三十二度十九分四十五秒の点 二十八　北緯三十四度六分五十一秒、東経百三十二度十九分三十五秒の点 二十九　北緯三十四度六分三十八秒、東経百三十二度十八分四十七秒の点 三十　北緯三十四度七分四秒、東経百三十二度十八分十五秒の点 三十一　北緯三十四度七分三十九秒、東経百三十二度十八分二十一秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百七十七　祖生通信所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
山口県岩国市	山口県岩国市	山口県岩国市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域
周東町ほか	通津及び周東町祖生（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	通津、六呂師及び周東町祖生（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十四度四分五十七秒、東経百三十二度八分五十秒の点 二　北緯三十四度五分四秒、東経百三十二度九分十九秒の点 三　北緯三十四度四分五十二秒、東経百三十二度九分五十秒の点 四　北緯三十四度四分十五秒、東経百三十二度十分三秒の点 五　北緯三十四度三分四十秒、東経百三十二度九分三十五秒の点 六　北緯三十四度三分四十一秒、東経百三十二度九分〇秒の点 七　北緯三十四度三分四十八秒、東経百三十二度八分四十二秒の点 八　北緯三十四度四分四秒、東経百三十二度八分三十一秒の点 九　北緯三十四度四分二十四秒、東経百三十二度八分二十三秒の点

次に掲げる点を順次に結んだ線及び十八に掲げる点と二十五に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	十八　北緯三十四度十二分七秒、東経百三十二度十八分二十六秒の点 十九　北緯三十四度十一分五十九秒、東経百三十二度十八分二秒の点 二十　北緯三十四度十一分四十六秒、東経百三十二度十八分十一秒の点 二十一　北緯三十四度十一分二十四秒、東経百三十二度十九分十二秒の点 二十二　北緯三十四度十一分〇秒、東経百三十二度十八分五十一秒の点 二十三　北緯三十四度十分五十九秒、東経百三十二度十八分九秒の点 二十四　北緯三十四度十一分十六秒、東経百三十二度十七分四十九秒の点 二十五　北緯三十四度十一分五十四秒、東経百三十二度十七分五十一秒の点

次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域	一　北緯三十四度十分十五秒、東経百三十二度十四分五十四秒の点 二　北緯三十四度十分十二秒、東経百三十二度十四分五十六秒の点 三　北緯三十四度九分五十八秒、東経百三十二度十六分二十四秒の点 四　北緯三十四度八分三十四秒、東経百三十二度十八分十二秒の点 五　北緯三十四度八分九秒、東経百三十二度十八分十四秒の点 六　北緯三十四度五分四十一秒、東経百三十二度十六分九秒の点 七　北緯三十四度五分三十七秒、東経百三十二度十五分三十三秒の点 八　北緯三十四度七分二十六秒、東経百三十二度十三分八秒の点 九　北緯三十四度七分三十六秒、東経百三十二度十三分四秒の点 十　北緯三十四度七分三十八秒、東経百三十二度十二分七秒の点 十一　北緯三十四度七分三十八秒、東経百三十二度十二分六秒の点 十二　北緯三十四度九分三十四秒、東経百三十二度十分四十八秒の点 十三　北緯三十四度九分三十七秒、東経百三十二度十分五十五秒の点 十四　北緯三十四度九分三十五秒、東経百三十二度十二分二十九秒の点 十五　北緯三十四度九分二十八秒、東経百三十二度十二分二十九秒の点 十六　北緯三十四度九分二十九秒、東経百三十二度十二分四十五秒の点 十七　北緯三十四度九分三十六秒、東経百三十二度十二分四十二秒の点